

鹿屋市 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画【概要版】

(令和6年度～令和8年度)



計画書(全編)は、市ホームページで見ることができます。

[発行・問合せ先]
鹿屋市高齢福祉課 (0994-31-1116)

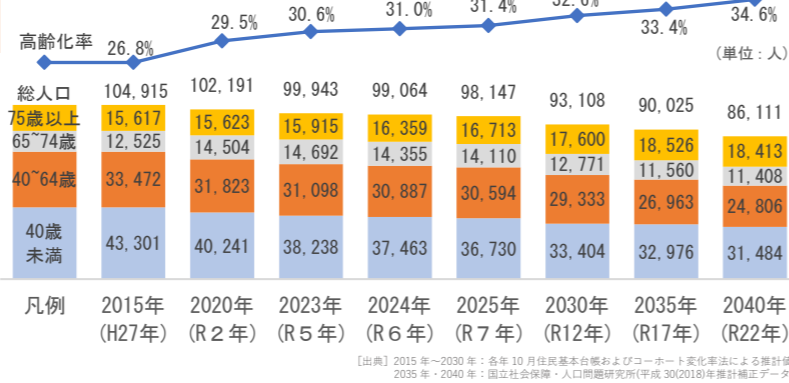
計画策定の背景

- ①高齢化の進展**
2025年には団塊世代の全ての人々が75歳以上に、2040年には団塊ジュニア世代の全ての人々が65歳以上になります。今後も更に高齢化は進展します。
- ②地域包括ケアシステムの推進**
国は、今後も更に進展する高齢化を見通し、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。
- ③地域共生社会の実現**
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。
- ④認知症施策の推進**
国の推計によると2025年(令和7年)には約700万人(65歳以上の約5人に1人)に達する見込みで、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月14日に制定されました。

高齢者を取り巻く状況(調査・分析結果等)

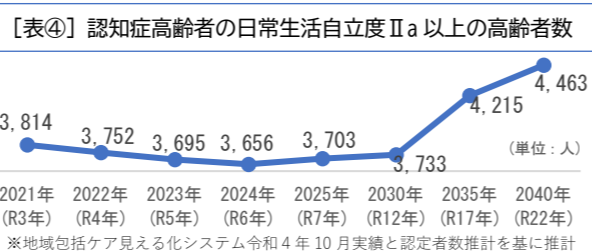
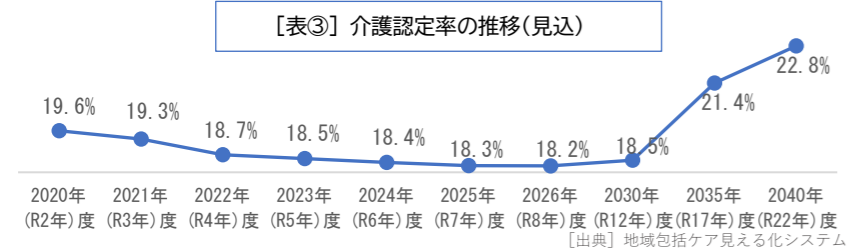
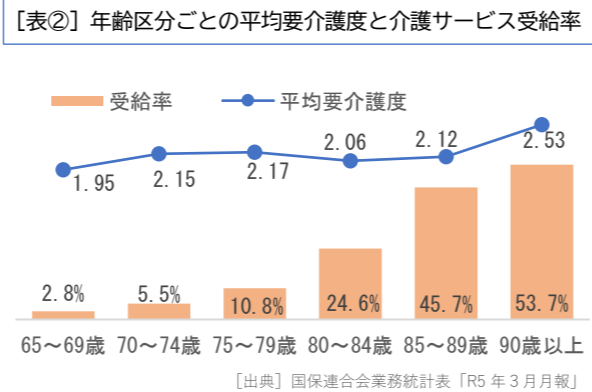
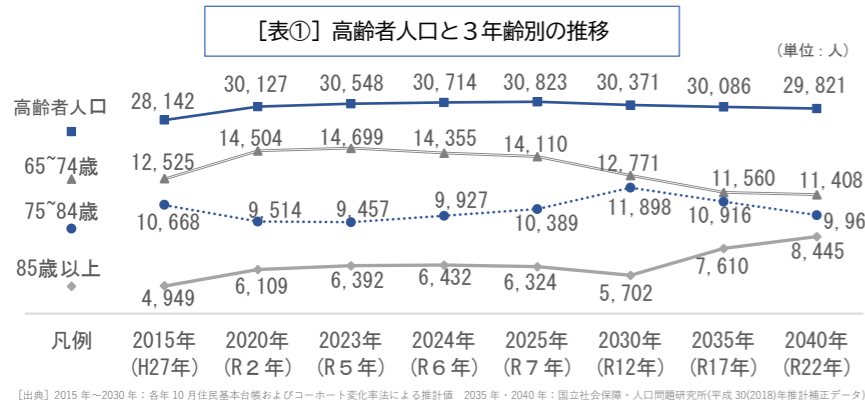
高齢者人口の増加と64歳以下の人口の減少

- 本市の総人口は年々減少しており、令和5年3月に10万人を下回りました。
- 75歳以上の人口は、2035年(令和17年)頃まで増加しますが、74歳以下の人口は減少し、総人口も減少し続ける見込みです。
- 特に64歳以下の人口減少が顕著で、高齢化率は今後更に上昇し、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年(令和22年)には、34.6%になる見込みです。



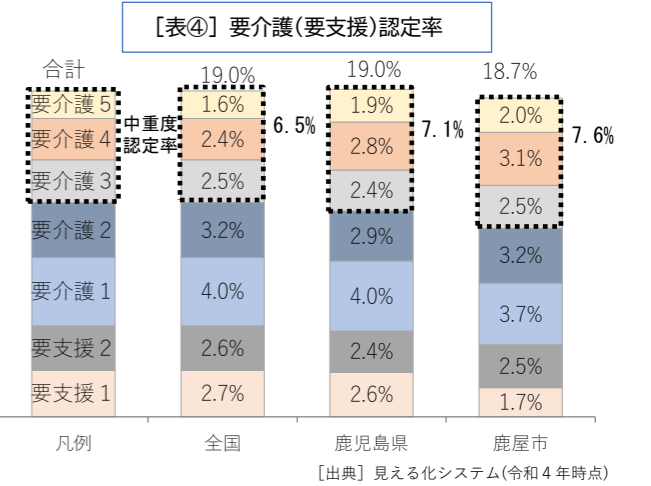
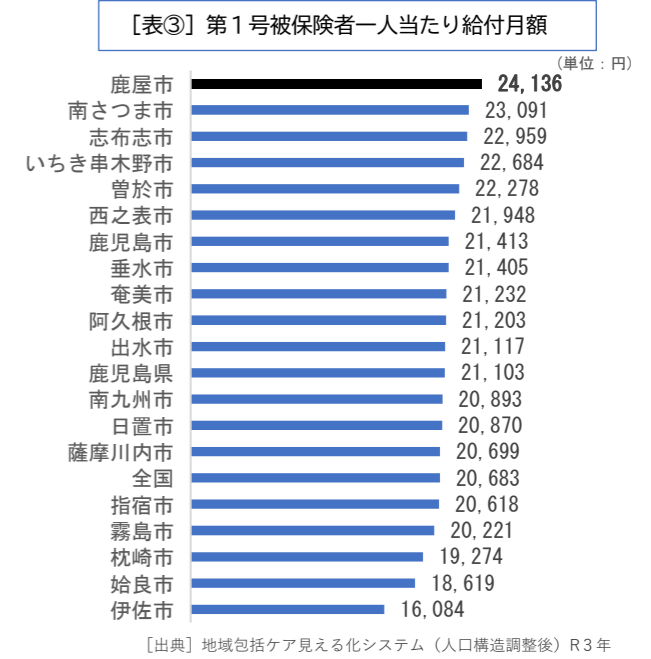
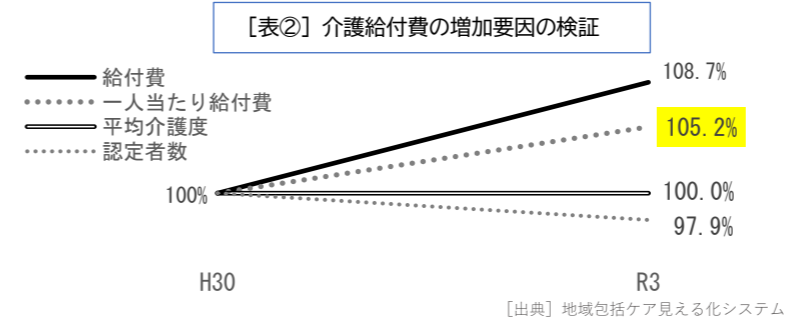
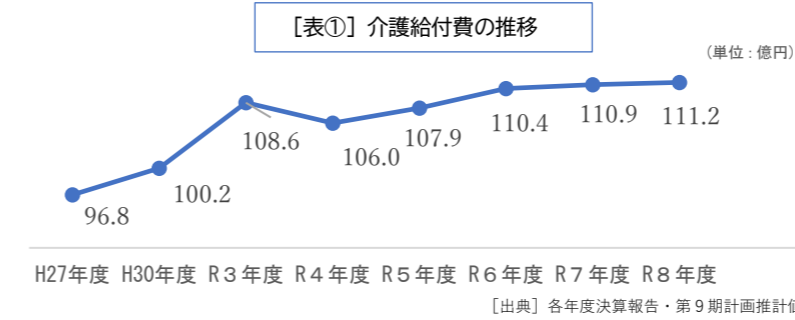
介護サービスの受給率が高まる85歳以上高齢者の増加

高齢者人口は、2025年(令和7年)をピークに減少する見込みです。65~74歳までの高齢者は既に減少傾向で、75歳から84歳までの高齢者も2030年をピークに減少する見込みですが、2030年以降は、介護の受給率が高まる85歳以上の高齢者が急増する見込みです。[表①②] また、それに伴い介護認定率や認知症高齢者も増加する見込みです。[表③④]



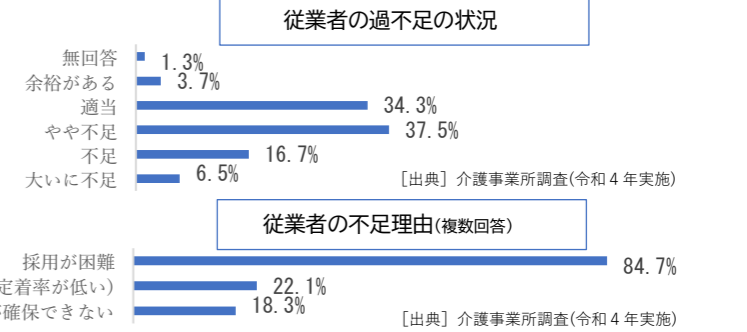
介護給付費の増加とその要因

- 本市の介護給付費は年々増加し、今後も更に増加する見込みです。[表①]
- 介護給付費の増加には、受給者一人当たりの給付費の増加が大きく関連していると考えられます。[表②]
- 介護給付費を第1号被保険者数で除した第1号被保険者一人当たりの給付月額(人口構造調整後)は、県内で最も高い状況です。[表③]
- 一人当たりの給付費が高い要因としては、介護の必要性が高い要介護3~5の中重度の認定者の割合が、他よりも高いことが影響していると考えられます。[表④]



介護人材の不足

介護事業所調査で、従業員が「大いに不足」、「不足」、「やや不足」と回答した事業所は全体の60.7%を占めており、従業員が不足している理由では、「採用が困難」が84.7%で最も高くなっています。



調査や分析などから見えてきた主な課題

- ①増大する支援が必要な対象者の早期発見・早期介入**
 - 生きがいづくり・社会参加の促進
 - 独居高齢者等の状態把握と早期介入
 - 介入が必要な対象者の明確化
 - 介護予防への主体的な取組みの推進
- ②高齢者の在宅生活を支える仕組みの構築**
 - 地域で支え合う環境づくり
 - 認知症相談窓口の周知
 - 多様な生活支援サービスの創出
 - 認知症施策の更なる推進
- ③医療と介護の提供体制の確保と連携**
 - 在宅医療と介護の連携強化
 - 医療依存度の高い高齢者の支援
 - 医療・介護連携の課題抽出
- ④質の高い介護サービス等の確保と重度化の防止**
 - 過不足のない介護サービスの提供
 - 介護人材の確保
 - 自立支援・重度化防止の推進

施策反映(裏面の施策体系を参照)

今期計画のポイント

持続可能な介護・福祉サービスが提供できるように、高齢者自らの健康づくりや介護予防への取組み(自助)を推進するとともに地域全体で高齢者を支える仕組みをより強化・強固にするため、「地域包括ケアシステムの深化」や「地域共生社会の実現」に向けた取組み(互助)を推進します。

ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち

基本理念	
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護が必要になっても住み慣れた地域でともに支えあい暮らし続けられるまち ● 健康でいきいきと暮らし続けられるまち ● 高齢者の尊厳が保たれ、生きがいを持ちながら暮らし続けられるまち

基本目標 1	健康づくりと介護予防による健康寿命の延伸	自助	基本目標 2	地域共生社会の実現	互助
重点施策	介護予防の推進		重点施策	地域における支え合い活動の推進	

施策の方向性と具体的施策	<p>①生きがいづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の推進 ・住民主体の通いの場への支援 ・高齢者クラブの活動支援 <p>②社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業による社会参加の促進 ・ボランティア活動による社会参加の促進 <p>③健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり活動の普及と促進 ・健診受診の推進 ・重症化及びフレイル予防のための食生活の推進 ・心の健康づくりの推進 ・オーラルフレイル予防の推進 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 <p>④介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護予防」の必要性や基礎知識の普及と介護予防活動の推進 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の効率的・効果的な推進 ・情報共有による介護が必要となるリスクの高い高齢者への対応
--------------	--

施策の方向性と具体的施策	<p>①在宅生活の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の連携による支援や見守り活動の推進 ・介護サービスや在宅福祉サービスの利用促進 <p>②在宅介護の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護が必要な高齢者とその家族を地域で支え合う環境づくりの推進 ・包括的な支援体制の充実(重層的支援体制の整備) ・在宅介護者への支援 <p>③みんなで支え合う活動の推進と支え合う地域づくりの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議体を活用した支え合い活動の推進 ・生活支援コーディネーターによる互いに支え合う地域づくりの支援 ・ボランティア活動を通じた支え合い活動の推進 <p>④認知症高齢者や家族への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する正しい知識の普及啓発 ・認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりの推進 ・認知症の人やその家族を支える支援体制の構築 ・オレンジのまど・認知症カフェの充実 ・相談体制の充実 ・行方不明高齢者の事故防止 <p>⑤安全安心な生活の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の充実 ・交通安全・交通事故防止の推進 ・コミュニティバス等の充実 ・感染症・災害時の対応の充実 ・消費者被害の防止
--------------	---

基本目標 3	在宅生活を包括的に支援できる体制の強化	公助
--------	---------------------	----

重点施策	多職種連携による支援体制の強化
------	-----------------

施策の方向性と具体的施策	<p>①医療と介護の連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療と介護の一体的な支援の充実 ・PDCA サイクルによる医療介護連携の展開と連携体制の強化 ・在宅生活を支え医療的ケアに対応した介護サービスの検討 <p>②地域における包括的な支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの適正な運営の推進 ・地域包括支援センターの機能強化 ・重層的支援体制整備事業の本格導入 <p>③認知症施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症への理解を深めるための普及啓発(再掲) ・認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりの推進(再掲) ・認知症高齢者や初期症状が疑われる高齢者等への早期介入・早期対応 <p>④高齢者の虐待防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止や早期発見 ・関係団体との連携による虐待を受けた高齢者や介護者への対応 ・虐待を受けた高齢者の安全確保 ・介護事業者への指導啓発 <p>⑤高齢者の権利擁護と成年後見制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護・成年後見制度の周知啓発 ・専門的・継続的な権利擁護の支援 ・成年後見制度の利用支援 ・成年後見制度の利用促進 ・成年後見人等の確保・育成 ・消費者被害の防止(再掲)
--------------	--

基本目標 4	持続可能な介護保険事業の推進	共助
--------	----------------	----

重点施策	介護給付の適正化と重度化防止の推進
------	-------------------

施策の方向性と具体的施策	<p>①介護給付の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付適正化主要3事業の実施 ・ケアマネジメント方針の共有 <p>②介護サービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所の選択支援 ・介護事業者への指導や指導結果の情報共有 ・介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 <p>③介護人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善加算等の取得促進と資質の向上 ・業務効率化による介護職員の負担軽減 ・関係機関との連携による対策の検討 ・働きやすい職場づくりの推進 ・新たな介護人材の確保 <p>④自立支援と重度化防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり活動の普及と促進(再掲) ・健診受診の推進(再掲) ・介護が必要となるリスクの高い高齢者の早期発見と早期介入 ・ケアマネジメントの質の向上 ・高齢者のセルフケアの充実
--------------	---

重点施策ごとの評価指標と目標値

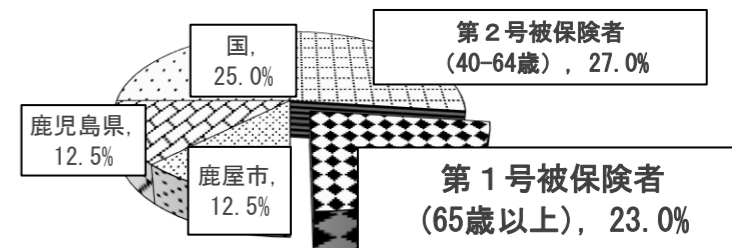
重点施策1 介護予防の推進			重点施策2 地域における支え合い活動の推進		
高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に展開し、介護が必要となるリスクの高い高齢者の早期発見と、必要な介護予防への取組を支援することにより、自立して生活を送れる期間の延長を図るとともに、社会参加や健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。			支援が必要な高齢者や認知症高齢者、またその家族を地域みんなで支えることができるよう、地域の課題等を話し合う場の設置や支え合い活動推進員の活動を通じて、地域のつながりを深め、地域住民や地域の多様な主体が参画し支え合う地域づくりを推進し、地域共生社会の実現を目指します。		
重点施策評価指標	R4 実績値	R8 目標値	重点施策評価指標	R4 実績値	R8 目標値
平均自立期間	男性 79.3 歳 女性 82.9 歳	男性 79.8 歳 女性 83.4 歳	地域のボランティア活動団体数	53 団体	73 団体
新規認定者割合	4.4%	4.2%	第二層協議体設置圏域数	6 圏域	7 圏域
特定健診受診率	36.4%	48.0%	地域とのつながりを感じる高齢者の割合	61.2%	65.6% (R4 県平均)
長寿健診受診率	33.1%	39.1%	認知症サポーター数	297 人	1,000 人
ボランティア活動者数	3,187 人	4,330 人	認知症相談窓口の認知度	57.5%	63.3%
			チームオレンジの設置数	—	2 チーム

重点施策3 多職種連携による支援体制の強化			重点施策4 介護給付の適正化と重度化防止の推進		
医療と介護の両方のニーズを抱える高齢者の増加を見据え、医療・介護・行政等の関係機関がより綿密な連携を図り、在宅生活や入院時の支援、認知症の方への支援等の充実を図ります。また、多機関協働による重層的な支援体制を構築するなど、多職種との連携強化を図り、複雑化・複合化するニーズに包括的に対応できる体制の構築に努めます。			必要な介護保険サービスが過不足なく提供され、自立支援や重度化防止に資する効果的なケアマネジメントが行えるよう介護支援専門員を支援するとともに、質の向上や高齢者自らが行う自立や重度化防止の取組を推進し、介護給付の適正化を図り、持続可能なバランスの取れた介護保険制度の運営に努めます。		
重点施策評価指標	R4 実績値	R8 目標値	重点施策評価指標	R4 実績値	R8 目標値
在宅医療に関する普及啓発実施件数	6 回	14 回	運営指導件数	0 件	20 件
多職種連携に関する研修会の開催数	1 回	2 回	ケアプラン点検数	66 件	100 件
認知症初期集中支援チーム支援者数	14 人	30 人	ケアプラン点検後のフォローアップ数	0 件	30 件

介護保険事業の財源

介護サービス等に係る費用(給付費)のうち、50%を税金等の公費で賄い、残りの50%を保険料で負担します。

(保険料の内訳)	
税金等の公費	50%
第1号被保険者(65歳以上)	23%
第2号被保険者(40~64歳)	27%
合計	100%



令和6年度から令和8年度までの介護保険料

	対象者	標準乗率	保険料率	年額基準額
第1段階	・生活保護被保護者等 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	0.455	0.285 (軽減後)	22,914 円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超120万円以下	0.685	0.485 (軽減後)	38,994 円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円超	0.690	0.685 (軽減後)	55,074 円
第4段階	・本人は市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	0.90		72,360 円
第5段階	・本人は市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ前年の合計所得金額+課税年金収入の合計が80万円超		1.00 (基準額)	80,400 円
第6段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円未満	1.20		96,480 円
第7段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30		104,520 円
第8段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50		120,600 円
第9段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.70		136,680 円
第10段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.90		152,760 円
第11段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.10		168,840 円
第12段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.30		184,920 円
第13段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が1,000万円以上	2.40		192,960 円